

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえない
お金の心配だ
マンション管理費を支払ってもらえない
隣の地主と境界について争いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請求？
畑の名義がひいお爺さんのままだ
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが
元夫に財産分与の請求をしたい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

超高齢社会を迎え、ますます成年後見制度に対する期待が高まる中、成年後見制度の理解を深めていただくために、成年後見人の職務について、簡単にご説明したいと思います。

成年後見人の主な職務は本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産を適正に管理し、必要な代理行為を行うことです。大別すると以下のとおりとなります。

財産管理

入出金のチェックと必要な費用の支払い
不動産等の重要な財産

成年後見人の職務

の管理・処分
訴訟行為
確定申告その他の税金の申告・納税
年金・各種手当等の申請、届出、受領

身上看護

健康診断等の受診、治療や入院等の契約締結
本人の住居の確保に関する契約締結
施設の入退所に関する契約締結
介護に関する契約締結
リハビリに関する契約締結
上記契約の履行状況の確認、改善提案

家庭裁判所への報告

定期報告書の提出
重要な財産の処分や遺産分割、財産管理の方針変更の際の協議、臨時報告書の提出

以上の職務を遂行するためには、日常的に本人の状況を的確に把握することが必要です。そのため成年後見人には、本人との定期的な面談により心情を推察したり、介護関係者との打合せ等を通じてライフプランを設計することにより、本人の日常生活が豊かなものとなるよう配慮することが求められます。

遺言書を発見したときの留意点

父が亡くなり、遺品を整理していたら引き出しの中から「遺言書」と書かれた封筒がでてきました。どうしたらいいのでしょうか。

遺言書を発見すると、まずは内容を確認したくなるものですが、以下の点に注意が必要です。

開けない

封印のある遺言書を勝手に開封することは禁止されています。開封するには、家庭裁判所での手続きを経る必要があります。

たとえば、第三者の立会いがあっても同様です。

検認を受ける

公正証書遺言を除くすべての遺言書は、家庭裁判所での「検認」の手続きが必

要となります。

元々封のされていない遺言書や誤って開封してしまった遺言書であっても、直ちに無効な遺言書となるわけではないので、まずは検認の申立てをしましょう。

検認とは、相続人に対し遺言の存在又はその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続きです。検認は、遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。

前述の開封も通常はこの検認の手続きの中で行われます。

公正証書遺言を除き、封印ある遺言書を勝手に開封したり、検認の手続きを経ずに遺言の執行をした場合には、5万円以下の過料に処せられる可能性がありますのでご注意ください。

確実に保管する

検認の申立てをした場合には、検認期日に申立人が遺言書を家庭裁判所に提出するのが通例です。したがって、検認期日までは金庫等で確実に保管しなければなりません。

専門家に相談する

以上のとおり、法定の手続きが必要となる場合がありますので、遺言書を発見したら専門家に相談することをお勧めいたします。

事件簿より ～成年後見人の選挙付添い体験記～



先の参議院議員選挙が実施された平成25年7月21日は、複数の方の後見人に就任している私にとっても、記憶に残る日となった。それは4月に他界されたAさんとの関わりが影響しているかもしれない。

私がAさんの保佐人に就任したのが平成21年10月。その後、事情が変わって平成24年4月に改めて後見人に選任されたのだが、Aさんが成年被後見人となって初めて行われた選挙が平成24年12月の衆議院議員選挙であった。入所していた施設から電話があり「Aさんが選挙に行きたいと言っている」という。おそらくAさんは、それまでの人生において、ごく当たり前に選挙に行

っていたのであろう。そして今回は、足腰が弱っているからその介助を求める意味で「選挙に行きたい」と申し出られたのだと思う。

しかし、その期待に反する回答をしなければならぬ私の気は重かった。法律の条文や成年被後見人に選挙権がないことについて論じた学者の論文をコピーして、私はAさんのもとへ向かった。「Aさん、今、Aさんは選挙ができないんですよ」。単刀直入に切り出した。間を置いてAさんは、「そうか」と言ったきり後は沈黙が続いた。説明しなければならぬことは山のようにあるはずなのに、全く話が進まなかった。

あれからわずか7か月というのに

私が訪問した日がまさにその不在者投票の日だったので、Bさんは外出せずに投票できたのだが、「行かない」という決意は固かった。

いつも新聞を隅々まで読み、テレビニュースにも通じていると評判のCさんは、選挙のことを話すと、はじめ戸惑っていたが、とても喜んだ様子を見せ「ここへ来て、はじめて言われたぞ」と返した。ごめんね、今まではそういう制度だったから、と言う他ない。Cさんも、後見人が選任される前までは、ごく一般的な市民生活を営んでおられ、支持する政党もあったようだ。投票所へ向かう車中、Cさんは、昨今の社会情勢についているいる解説を聞かせてくれた。私は、選挙公報を渡して、一

応投票の方法について説明しておいた。Cさんは投票所でも、自然な振る舞いだった。ただ、字を書くことが困難だったので、代理投票をお願いした。代理投票とは、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、その選挙人の意思に基づき、補助者が代わって投票用紙に記載する制度だ。今回の法改正で、代理投票の要件に係る表現が「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改められたことから、Cさんも利用がしやすくなったはずだ。

知的障害があって幼少期から施設に入所していたDさんは、50歳になる今日まで選挙に行ったことがなかったようだ。「選挙」が何か、と

劇的な変化だ。私は、事前に、Bさん、Cさん、Dさんに、選挙がありますよ、と伝えた。

Bさんは、いつも饒舌でご機嫌だ。訪問する度に「この人はみんな親切で、ごはんもおいしい」と言ってくれる。選挙のことを話すと「行かない」と即答した。Bさんにとって、目的が何であろうと外出することによって身体の健康を害することが心配なのだという。

実は、Bさんのいる施設は県選管の指定する老人ホームであり、施設長が不在者投票管理者となり、外部立会人の立会いのもと、事前に施設内で投票できることになっていた。

いうことを短時間で説明するのは難しい。Dさんは、投票所に着いても1時間近く選挙公報を眺め続けていた。私は求めに応じてそれを読み、投票の方法を説明した。ようやく決心し、やはり代理投票をお願いしたが、投票を済ませるまで相当時間がかかった。出て来たDさんに「お疲れさんでした。がんばりましたね」と声をかけると、一事をやり遂げた満足感が漂っていたように感じた。「次も選挙に来ますか」と聞くと「あんたが来てくれるなら」と答えてくれた。

Aさんが生きていたら、どうだろう、喜んだらうか。いや、やはり、「当たり前のことだ」と一蹴しただらうな、と思う。

労働者の権利を守ります！

「ブラック企業」が話題です。

若者の離職率が高く「使い捨て」が横行していると疑われる企業を、このように称するようですね。

厚生労働省は、9月を「過重労働重点月間」と位置づけ、「ブラック企業」と疑われる全国約4000社に監督指導を行っていますし、全国の年金事務所でも社会保険・厚生年金の加入漏れに関する調査が重点的に行われました。

全国の労働局や労働基準監督署内の「総合労働相談センター」では、電話やメールにより、残業代の未払いや不当解雇などの相談が多数寄せられたそうです。しかし、法的解決に至っていない事案が相当数に上ることが想像できます。

司法書士総合相談センターしずおかでは、労働者の権利保護を支援しています。ぜひご利用ください！！

司法書士総合相談センターしずおか
電話相談はこちらへ！ 054-289-3704

ご相談は無料です！！

お近くの面接相談は

中部相談会場
静岡県司法書士会館
西部相談会場
浜松市福祉交流センター
東部相談会場
三島商工会議所
天竜相談会場
浜松市天竜区役所
下田相談会場
下田市中央公民館
細江相談会場
浜松市北区役所
相談時間のお問合せ・ご予約は
054-289-3700